

- 【表紙】
- 【提出書類】 訂正発行登録書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2024年7月10日
- 【会社名】 ナティクス  
(Natixis)
- 【代表者の役職氏名】 アジア太平洋コーポレート・バンキングおよびインベストメント・  
バンキング部門主席執行役員  
ブルーノ・ル・サン  
(Bruno Le Saint, Chief Executive Officer, Corporate &  
Investment Banking, Asia Pacific)
- 【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市プロムナード・ジェルメーヌ・サブロン7番  
地  
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03-6775-1000
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中川 佳直  
同 酒寄 里彩  
同 松岡 亮太郎
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03-6775-1923
- 【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債
- 【発行登録書の内容】
- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 提出日            | 2024年5月31日       |
| 効力発生日          | 2024年6月8日        |
| 有効期限           | 2026年6月7日        |
| 発行登録番号         | 6 - 外1           |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 5,000億円    |
| 発行可能額          | 498,389,300,000円 |
- 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、  
2024年7月10日(提出日)である。
- 【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種  
の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を提出するも  
のである。(訂正内容については、以下を参照のこと。)
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2023年12月期）自 2023年1月1日 至2023年12月31日

2024年5月31日、関東財務局長に提出

事業年度（2024年12月期）自 2024年1月1日 至2024年12月31日

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年12月期）自 2025年1月1日 至2025年12月31日

2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書

2024年6月中間期 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2025年6月中間期 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2026年6月中間期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日

2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 臨時報告書

該当事項なし

#### 4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

#### 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

#### 6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

## 7 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2023年12月期）自 2023年1月1日 至2023年12月31日

2024年5月31日、関東財務局長に提出

事業年度（2024年12月期）自 2024年1月1日 至2024年12月31日

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年12月期）自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

### 2 半期報告書

2024年6月中間期 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2025年6月中間期 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2026年6月中間期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日

2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

### 3 臨時報告書

該当事項なし

### 4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

### 5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

### 6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

## 7 訂正報告書

訂正報告書（上記 1 の2024年 5 月31日提出の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年 7 月10日に関東財  
務局長に提出